

大牟田市市民活動団体応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の市民活動（大牟田市協働のまちづくり推進条例（平成27年条例第22号）第2条第7号に定める市民活動をいう。以下同じ。）を促進し、市民との協働のまちづくりを推進するため、市民活動を行う団体に対し、予算の範囲内において、大牟田市市民活動団体応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有し、主に市内において活動する団体であること。
- (2) 5人以上の構成員を有し、構成員の半数以上が市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学するものであること。
- (3) 規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (4) 年間の事業計画があり、事業収支が明確であること。
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は同法同条第1項に規定する特定非営利活動を行う営利を目的としない団体であること。
- (6) 未成年のみで構成された団体でないこと。
- (7) 団体の代表者が未成年である場合は、法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意があること。
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にないもの、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でないこと。
- (10) 暴力団員が役員となっていない団体であること。
- (11) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助金交付の対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容は、公益性を有し、かつ原則として市内で行われるものであって、次の各号に掲げる区分にに応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 初動応援事業

今後活動を始めるまたは活動開始後おおむね2年未満の団体が、活動の基盤を整え、充実するために行う事業

(2) 活動応援事業

活動開始後おおむね3年までの設立初期の団体が、年間を通して計画的に実施され、その活動を拡大するのに効果的な事業

(3) 自立応援事業

設立からおおむね3年以上の活動歴がある団体が地域課題の解決に向け、自立して安定的・継続的な事業展開を図るのに効果的な事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業とはしない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業
- (3) 事業効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- (4) 国又は地方公共団体による補助金等の交付を受ける事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象事業に直接必要とする経費のうち別表1に定める経費とする。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金交付の補助率、補助限度額等は、別表2に定めるとおりとする。

(補助対象事業の提案)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「提案団体」という。）は、あらかじめ、大牟田市市民活動団体応援補助金事業提案書（様式第1号）により、市長が別に定める期日までに提案し、当該事業の採択を受けなければならない。

2 前項の提案は同一の補助対象団体について、一の年度につき1事業に限り提出することができる。

3 市長は、提案された事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業の採択をしないものとする。

- (1) 本事業の実施期間が交付決定日の属する年度内に完了（終了）しないもの
- (2) 市長の採択前に事業を開始したもの
- (3) 過去において大牟田市市民活動補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）に規定する補助金の交付を受けている事業と同一の内容の事業

(庁内審査会)

第7条 市長は、前条第1項の規定により提案団体から補助対象事業の提案があったときは、補助対象事業の選考等を行うため、大牟田市市民活動団体応援補助金庁内審査会（以下「庁内審査会」という。）を設置する。

2 提案団体は、必要に応じ、事業の概要、事業の実施に伴う効果その他必要な事項を庁内審査会において説明しなければならない。

(庁内審査会の委員)

第8条 庁内審査会の委員は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 前項の委員のほか、特別の事項を審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(庁内審査会の会議)

第9条 庁内審査会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、市民協働部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、庁内審査会を代表する。

4 副委員長は、市民協働部市民協働総務課長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時はその職務を代理する。

6 庁内審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庁内審査会の庶務)

第10条 庁内審査会の庶務は、地域コミュニティ推進課において処理する。

(選考結果の通知)

第11条 市長は、第6条第1項に定める提案に係る事業について補助対象事業の採択を決定したときは、その旨を大牟田市市民活動団体応援補助金選考結果通知書(様式第2号)により提案団体に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件等を付けることができる。

(補助金の交付申請)

第12条 前条の規定により補助対象事業の採択を受け、補助金の交付を受けようとする団体(以下「交付申請団体」という。)は、大牟田市市民活動団体応援補助金交付申請書(様式第3号)により、市長に補助金交付の申請をしなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第13条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付申請団体に対する補助金交付の決定をしたときは、大牟田市市民活動団体応援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該補助金交付の決定を受けた交付申請団体(以下「交付決定団体」という。)に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件等を付けることができる。

(交付の条件)

第14条 市長は、補助金交付の決定に当たり、交付決定団体に対し、次の各号に掲げる条件を付すことができる。

(1) 補助金を採択された事業以外の経費に充てないこと。

(2) 補助金の使途及び経費の支出について、関係書類の提出を求められたときは、これを拒まないこと。

(3) その他、補助金交付の目的を達成するために必要なこと。

(事業の内容変更)

第15条 交付決定団体が補助対象事業又は経費の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、大牟田市市民活動団体応援補助金変更承認申請書(様式第5号)により、市長に変更承認の申請をしなければならない。ただし、次の各号に掲げるときは、この限りでない。

(1) 補助対象経費を20パーセント以内で減額変更しようとするとき。

(2) 事業内容が軽微な変更のとき。

(事業内容の変更承認)

第16条 市長は、交付決定団体から前条の変更承認の申請を受けたときは、その内容を審査し、その変更について承認し、補助金額の変更を決定したときは、大牟田市市民活動団体応援補助金変更承認通知書(様式第6号)により、当該補助金変更の申請を行った交付決定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の変更の承認に当たり、条件を付すことができる。この場合においては、第14条の規定を準用する。

(事業の中止又は廃止)

第17条 交付決定団体が事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、大牟田市市民活動団体応援補助金中止(廃止)届(様式第7号)により、事業の中止又は廃止する旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくは条件を変更したときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 市長は、前項の規定により補助金交付の決定の全部又は一部が取り消された場合であって事業の中止又は廃止がやむを得ない事情によるものであると認められるときは、当該事業の中止又は廃止により生じた経費のうち市長が認めるものについて、補助金を交付することができる。

(補助金交付決定の取消等)

第18条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第19条 交付決定団体は、事業完了後1月を経過する日又は当該事業を行った年度の最終日のいずれか早い日までに、大牟田市市民活動団体応援補助金実績報告書(様式第8号)により、市長に事業の実績を報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第20条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、かつ必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大牟田市市民活動団体応援補助金交付額確定通知書(様式第9号)により交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第21条 交付決定団体は、前条の通知があったときは、速やかに、大牟田市市民活動団体応援補助金請求書(様式第10号)により市長に補助金の交付を請求するものと

する。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付決定団体に支払うものとする。

(補助金の概算払)

第22条 前条の規定にかかわらず、市長が必要であると認める場合は、概算払の方法により交付決定団体に対し、補助金を支払うことができる。この場合においては、交付決定団体は、大牟田市市民活動団体応援補助金概算払請求書(様式第11号)により、補助金の支払を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について、概算払の方法により補助金を支払うものとする。

(精算)

第23条 前条の規定により補助金の概算払を受けた交付決定団体は、第20条の通知があったときは、速やかに補助金に係る精算を行い、当該補助金に過払いがあるときは、精算と同時にこれを返還しなければならない。

(財産の管理)

第24条 交付決定団体が事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業が終了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 交付決定団体は、取得財産等について、台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

(財産処分の制限)

第25条 交付決定団体は、市長の承認を受けずに取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除去し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該取得財産の耐用年数を勘案して市長が定める保有期間を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

区分	項目	内容
初 動 応 援 事 業 活 動 応 援 事 業 自 立 応 援 事 業	報 償 費	講師等謝金等（団体の構成員に対するものは除く。）
	旅 費	講師等の交通費、宿泊費、先進地調査の交通費等
	消 耗 品 費	事業の実施に必要な事務用品、書籍等の購入費
	食 材 料 費	事業の実施に必要な食材等の購入費
	印 刷 製 本 費	パンフレット、ポスター等の作成費、印刷費等
	使用料・賃借料	施設使用料、車両、機材の借上料等
	通 信 ・ 運 搬 費	郵便料等
	手 数 料	振込手数料等
	保 険 料	イベント保険料等
	備 品 購 入 費	事業の実施のために必要な備品の購入費（毎年購入しなければならない備品は不可。）
	人 件 費	事業実施のために雇用したスタッフに対する人件費（対象経費の 5 分の 1 を限度とする）
	そ の 他 の 経 費	市長が特に認める経費

備考

次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- 1 商品券、金券、記念品等の購入に要する経費
- 2 旅行を目的としたイベント等の旅費
- 3 家賃（敷金、礼金を含む。）及び土地の取得、造成及び補償に関する経費
- 4 食糧費に要する経費
- 5 団体の維持管理や経常的な組織運営に関する経費（事務局経費など）
- 6 領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費
- 7 その他事業実施に直接関係のない経費、その他市長が社会通念上適切でないと認める経費

別表 2（第 5 条関係）

区分	補助率		補助金の 限度額	補助金の 交付回数
初 動 応 援 事 業	補助対象経費の 10 分の 9 相当		3 万円	1 団体につき、1 回のみの 交付とする。
活 動 応 援 事 業			10 万円	1 団体につき、1 回のみの 交付とする。
自 立 応 援 事 業	1 回目	補助対象経費 の 10 分の 9 相当	18 万円	1 団体につき、各 1 回の みの交付とする。 通算 3 回までとし、年度 内 1 団体につき、1 事業 とする。
	2 回目	補助対象経費 の 4 分の 3 相当	15 万円	
	3 回目	補助対象経費 の 2 分の 1 相当	10 万円	

備考

算出した額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 3（第 8 条関係）

市民活動団体応援補助金庁内審査会	
職名	職名
市民協働部長	市民協働部 地域コミュニティ推進課長
市民協働部 市民協働総務課長	市民協働部 生涯学習課長
市民協働部 生涯学習課地域学習担当課長	